

「名寄市子ども・子育て会議」について

平成28年12月26日

名寄市健康福祉部子ども・高齢者支援室子ども未来課

会議の趣旨・目的

1 設置根拠

◎名寄市子ども・子育て会議条例

◎子ども・子育て支援法（平成24年8月22日公布）

【抜粋】

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない

※法律上、設置は「努力義務」であるが、地域の実情を踏まえた施策を実施する上での重要性を鑑み、条例を制定し、設置しております。

2 趣旨・目的

- 子育て当事者や子育て支援当事者等の参画を得て、子育てに関するニーズを「子ども・子育て支援事業計画」等に反映することをはじめ、地域子ども・子育て支援施策を本市における地域の子どもや子育て家庭の実情を踏まえて実施すること。
- 特定教育・保育における利用量の確保や地域子ども・子育て支援施策の実施状況の継続的な点検・評価・見直しを行なっていくこと。

【子ども・子育て支援法第 77 条の規定による所掌事務】

- (1) 特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の利用定員の設定について意見を述べること。
- (2) 特定地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育等）の利用定員の設定について意見を述べること。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画の策定・変更について意見を述べること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的な計画的な推進に関して必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。